

## 生活文教常任委員会

平成29年10月23日（月）

午後1時29分開会

○濱中委員長　　こんにちは。

ただいまより生活文教常任委員会を開催いたします。

きのうからけさにかけての台風の警戒で、執行部におかれましては、災害対策本部など、皆様、対応にお疲れさまでございました。

数件の土砂崩れなど報告を聞いておりました、市民の皆様には、まだ後片づけなど追われている方もいらっしゃるかとは思いますが、午前中に開催予定でしたが、日程の都合で、きょうの午後に開催させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

本日の欠席議員は、楠委員、所用のために欠席となっております。

それでは、まず、教育長のほうから御挨拶いただきたいと思っております。

○二村教育長　　きょうはどうもお疲れのところ、御苦労さまでございます。

台風のほうはきのう1日、職員、80名ほど総出で、選挙事務もございましたので、非常参集をして、そして、各地区の土のう等を積む作業をずっとさせていただきました。幸い人命にかかわるようなことはございませんでしたが、一部崖崩れ等があって、これからの災害復旧が少し望まれます。

きょうは、紀北町に健康増進施設ができました。本市の住民の多くが当施設を利用するということが予想されます。これに伴いまして、現状の公営プール利用補助金交付要領を見直したいということで、本日、尾鷲市他市町公営プール利用補助金の改正についてということで御提案させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○濱中委員長　　この要領変更に関しましては、条例変更ではございませんので議決事項ではございません。ただ、市民の皆様にかかわってくる要領変更でございますので、ちょっと説明をいただきたいということでお願いいたしました。

それでは、この要領の説明についてお願いいたします。

○芝山生涯学習課長　　それでは、資料のほうに基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料のほうを通知させていただきたいと思っております。今、資料を通知させて

いただきました。よろしいでしょうか。

まず、他市町公営プール利用補助金につきましては、補助の目的や内容というのは、今通知をさせていただきました尾鷲市教育委員会関係補助金交付要綱という要綱で定めております。また、金額や手続の内容などの詳細につきましては、尾鷲市他市町公営プール利用補助金交付要領という要領のほうで定めているということで、本日はこの要綱と要領の改正について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、要綱のほうの改正内容でございますが、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

2 ページになりますが、左側、新のほうをごらんください。

尾鷲市教育委員会に現在ございます補助金の内容といたしまして、23番目になります。左端の、番号が振ってございますが、23番目のところに尾鷲市他市町公営プール利用補助金という名称がございます。

補助金の交付の目的といたしまして、市民が他市町の設置している水泳プール施設を利用することに当たり、その料金を補助するための事業というふうに今回改正をさせていただきました。

これがもともとは、右側のほうの旧のほうの表をごらんください。

前段は同じ文章で割愛をさせていただきますが、その料金を補助することにより本市のスポーツ振興、次のページに移っていきますが、及び利用者の健康増進を図ることを目的とするという文言で定めておりましたが、今回はこれをすっきりとシンプルに、プール施設を利用することに当たって補助しますということに、スポーツ振興とか健康増進という目的のところを割愛させていただきました。これが要綱のほうの改正した内容でございます。字句修正というふうに捉えていただければというふうに思います。

では、この要綱に基づきまして、事業の内容といたしましては、市民が他市町の設置している水泳プール施設を利用するための料金の一部を補助するというものでございます。補助額または交付率というDの欄でございますが、予算の範囲内で別に定めるというふうに定めております。この別に定めるといのが要領のほうになります。他市町公営プール利用補助金交付要領のほうで定めるといのものでございます。補助対象者は、他市町の設置している水泳プール施設利用者という、市民ということになります。

以上が、まず要綱のほうの字句改正の内容でございます。

続きまして、3 ページのほうにお移りください。

尾鷲市他市町公営プール利用補助金交付要領のほうの変更を、まず、資料のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

1 番のところでは、現在運用しております今の他市町公営プール利用補助金についての基本的な考え方を4項目載せさせていただいております。現在、これまで運用していました補助金につきましては、補助額は1回につき大人300円、中学生200円というふうに定めておりました。補助額は週に3日までを補助するというので、上限設定を週3回の利用ということ定めておりました。また、補助金の支給は精算払いとしております。4番目といたしまして、熊野市、大紀町の公営プールの利用について補助をするということで、2カ所の限定ということにしておりました。これがこれまでの、今運用している補助金の内容、基本的な考え方でございます。

続きまして、2番で、これから改正しようとする補助金についての基本的な考え方でございます。

まず、①で、補助額は、尾鷲市民の利用額が、公営プールの設置されている市町の住民の利用額と同程度になる額、これは、例えば紀北町のプールであるならば紀北町の町民と同じ程度となる、つまり差額を埋めていくことを目的とするということを基本的な考え方の1番とさせていただいております。

では、現在の他市町のプールの利用料金と尾鷲市民との差額というものを表にまとめておりますので、現在、熊野市の紀和町にありますB&G海洋センターでは、大人が熊野市民300円、尾鷲市民が510円ということで、差額が1回につき210円という差額となっております。また、中学生以下は熊野市民が100円、尾鷲市民が200円ということで、100円の差額というのが現行でございます。これは、先ほどの1番の①をごらんいただきますと、補助額は1回につき大人300円、中学生200円という運用を今しておりますので、それを考えますと、少し手厚い補助であったというふうになります。今回の改正ではこの部分も見直しをさせていただきます。

大内山にあります海洋センターのほうのプールは、大人が300円に対して、尾鷲市民が600円、差額が300円というもので、中学生以下の差額は200円ということで、これは、現在の補助額と全く同じ金額ということで、これはこのまま続けてこの運用をしていきたいというふうに考えております。

続いて、新しくできました紀北健康センターのビジター利用1回ごとにお金を支

払われるタイプの利用料金は、一般の方で紀北町民800円、尾鷲市民1,000円で、その差額が200円というものでございます。60歳以上の方は紀北町民が600円、尾鷲市民が1,000円ということで、差額が400円になります。また、障害を持たれている方は紀北町民が600円、尾鷲市民が800円ということで、差額が200円。なお、この金額は税抜き価格で、パンフレット等にはこれに消費税がかかった金額が掲載されておりますが、消費税は補助対象外であるという基本的な考え方にに基づき、税抜きの価格で検討をしております。

続きまして、月額会員となって利用される方の金額の差を見ていただきますと、一般の方で紀北町民が5,000円、尾鷲市民が7,000円ということで、月額2,000円の差となります。また、ここは60歳以上の方が紀北町民4,000円、尾鷲市民7,000円で差が3,000円、月額利用の方は70歳以上という区分が紀北町のほうで設けられております。紀北町民が3,000円、尾鷲市民が7,000円で、差額が4,000円、障害者の方で紀北町民3,000円、尾鷲市民5,000円で、差額が2,000円という差となっております。この差を埋めていくための設定を後ほど御説明させていただきたいと思っております。

また、2番で、基本的な考え方の二つ目でございます。プールの利用に対して補助金を交付するというので、あくまでも利用に対する補助という補助金の考え方を踏まえております。月額利用の方は月額、口座から引き落としをされていきますが、利用のない月は補助金の支給は行わないような設定をさせていただきました。1回当たり幾らという補助金の支給の仕方を考えさせていただいております。

また、3番のところでは、補助対象となる利用は、毎月13回までとするというふうな設定といたしました。これは、先ほどの一番上の1番の②、現在は週3回までの、3日までの補助というふうにしておりますが、これを月13回とさせていただきました。これは、1年間で52週ありますので、52週掛ける3回ということで、156回年間利用するというものを12カ月で割り戻しますと、ちょうど13回になります。ですので、月13回ということで、考え方としては週3日と全く同じでございます。これは、事務手続を週3日ごとに区分して支給するよりも、月13回でまとめたほうがかなり簡素化されますので、そういうところの観点から改正させていただいたものでございます。

4番の、支給は精算払いというのは変わっておりません。

5番のところは、紀北町、熊野市、大紀町ということで、紀北町を追加いたしました。

6番では、紀北町プールの利用については、中学生以下の利用については補助をしないというふうにしております。これは、そもそも紀北町の規定の中で、中学生以下の一般利用はできませんので、当然尾鷲市民の中学生以下の利用はないものとして補助対象外とさせていただいたものでございます。

それでは、次のページをごらんください。

(2)で、補助金の交付の体系というところを御説明させていただきますが、委員長、ここで資料を紙で、このタブレットのほうと見比べていただきたいものですから、ペーパーで1枚配らせていただきたいんですが、よろしいですか。

(資料 配 付)

○芝山生涯学習課長 今配らせていただいております資料は、交付要領の別表になります。別表の料金表になります。こちらと先ほどのタブレットのほうは、先ほどの3ページの金額表、今説明をさせていただきました、タブレットは3ページをごらんください。

それでは、この3ページと先ほどお配りしました別表第2という表を、二つを見比べながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、別表第2の紙のほうをごらんください。

1番で、プール施設の利用料金を1回ごとに支払う場合の金額を設定させていただきました。

まず、熊野市紀和町のプールにつきましては、大人200円、中学生以下100円とさせていただきました。これは、タブレットのほうの3ページを見ていただきますと、表の一番上に熊野市の差額210円と100円とありますが、この210円をおおむね同等程度で埋めるということで、200円とさせていただいたものでございます。

それと、紙のほうの下でございしますが、大紀町の大内山のプールは、大人300円、中学生200円でございます。これは、タブレットのほうの差額そのままの金額で現行どおりでございます。ここの改正はございません。

それと、紀北健康センター、今回新たに追加したところでございしますが、一般、60歳未満の方が200円、60歳以上の方が400円、障害者の方が200円という設定の補助とさせていただきましたが、これもタブレットのほうの表を見ていただきますと、そのまま紀北町民と尾鷲市民の差額となっております。

また、紙のほうの右側をごらんください。補助の上限回数が、合計月13回とさせていただきました。これが今までの週3日ということの同じ数字でございます。

月13回までの上限設定とさせていただきます。

続きまして、別表2の2番のほうの表をごらんください。

こちらは、紀北健康センターの月額利用の場合の表でございます。一般、60歳未満が、1回につき補助額が200円という設定とさせていただいて、補助の上限額は2,000円とさせていただきます。これは、先ほどのタブレットのほうの利用差額2,000円というものと同じ金額を上限額として補助するというようにさせていただきます。また、60歳以上、70歳未満の方は1回につき300円、上限額3,000円、70歳以上の方で1回の補助金400円、上限額が4,000円、障害者の方で1回200円、上限額2,000円という設定で、いずれも補助上限額については紀北町民との差額とさせていただき、1回の補助額は、10回行っていただいて初めて差額が埋まるというような設定とさせていただきます。これは、先ほど説明をさせていただきました、補助金は利用があつて初めて補助をするという考え方に基きまして、月額利用の方はおおむね毎月10回程度行かれる方であるというものと、それと、これまでの補助金の金額や、また、先ほど、別表第2の1番のほうの表の、1回ごとに支払う場合の補助金の金額と余り変わらないような金額設定としたことによるものでございます。このような形で紀北町のほうの月額の設定をさせていただいたものでございます。

それでは、タブレットのほうの4ページにお戻りください。タブレット4ページをごらんください。

(3)でございます。

補助金の変更の適用時期についてでございますが、1月からの施行とするというふうに定めさせていただきました。これは、現在運用しています補助金につきましては、大紀町と熊野市紀和町の二つのプールについて予算をお認めいただいて運用しているものでございますが、これから位置づけていく紀北町の健康プールにつきましては、まだ予算措置がございませんので、12月定例会におきまして補正予算計上をさせていただいて、それがお認めいただければ、こちらのほうを施行させていただきたいというふうに思っております。ただし、紀北町のプールの運用開始が11月からでございますので、その1月から施行する場合は、11月に遡及をして適用させていただくというふうなことで、市民の方で利用される方は、手続は1月以降になりますが、11月1日分から補助対象とさせていただきたいというものでございます。

また、②の熊野市、大紀町プール利用者の補助金は4月より適用するというふう

にさせていただいたのは、熊野市の補助金が現行は300円、中学生以下200円という補助でございますが、新たに制定する要綱では、大人200円、中学生以下100円というふうに減額改正をしたところから不利益になるということで、4月からの適用とさせていただいて、今年度3月までは現行の300円と200円という補助でさせていただきたいというふうに考えております。

また、タブレットの3番でございますが、紀北健康センターの利用例を載せさせていただきました。参考までにごらんください。

この表は(1)で、一般、60歳未満の方は、左側はビジターで、1回ごとに支払う方の金額を載せさせていただきました。例えば、1回利用された方は支払額が1,000円になりまして、尾鷲市からの補助は200円になりますので、自己負担が800円となります。また、ちなみに、その右に行ってくださいと、月額会員として利用された方の場合の金額との比較を載せさせていただいております。こういう方は余りみえないと思いますが、月額会員となって1回しか利用がなかった方は1回当たり200円の補助になりますので、自己負担が6,800円となってしまいます。例えば、その下、黄色い枠のところですが、7回行って初めて、ビジターでも7,000円支払います。尾鷲市の補助が200円ですので、合計1,400円の補助となり、自己負担が5,600円になります。月額会員の方も月7,000円でございますので、尾鷲市の補助が200円で、7回行って1,400円、自己負担が5,600円ということで、7回行って初めてビジター利用の方と月額会員の方が同じ自己負担になるというものでございます。8回以上行かれる方については、月額会員となったほうが自己負担額としてはお得ですという表でございます。

2番、3番、4番についても同様でございますが、2番の60歳以上70歳未満の方は、金額設定が若干違っておりますので、7回行った方の自己負担額が4,200円と4,900円という、8回行って4,800円と4,600円ということで、8回から逆転するという回数設定となっております。

3番、4番につきましても同様に、7回行って初めて同じ金額になったり、7回から金額がボーダーラインとなって変わっていくというようなところでございますので、市民の方で利用される方は、御自分の利用できる回数を考えながら、ビジター利用がいいのか月額会員利用がいいのかというところを見比べていただいて、また、尾鷲市の補助が何回行けば幾らになるのかというようなところもこの表で見させていただきながら、利用していただければというふうに思います。

資料の説明については以上のとおりでございます。

- 濱中委員長　　利用回数の確認あたりの手続のあたりは、もし決まっていたら、そこもこの際説明いただければと思います。
- 芝山生涯学習課長　　利用回数の確認につきましては、紀北町のほうの事務のほうの内容を少し確認させていただいているところでございますが、ビジターの利用の方は、受け付けする前に自動販売機で、例えば、尾鷲市民1回1,000円という券を買って、その券を受付でお渡しして利用するというスタイルになることとでございます。その際、領収書とか半券が出ないということとでございますので、利用される方の手元には利用証明というのはありません。また、月額会員の方も、1回目は自分で手続してお支払いするんですが、2カ月目以降は口座からの自動引き落としになるということで、こちらも領収書等の発行がございませんので、いずれのパターンも、領収書の発行がないところで回数の確認をするというところで、カレンダーのようなものを事前に尾鷲市に登録、尾鷲市の体育館に来て、この補助金を使いますということで登録していただいて、その際にカレンダーを月ごとにお渡ししたいと思います。そのカレンダーを持って行って、紀北町のプールの受付でその日付のところを担当の方の印鑑を押してもらって、それが1カ月行って何回という判この数にあわせて確認をして、補助をさせていただきたいと、そういうような手続をできるよう、現在、プールのほうの管理委託をされていますNPOの方々と打ち合わせをさせていただいているところです。
- 濱中委員長　　以上で、補助金に対する説明をいただきました。  
これに対して御質問などございましたら挙手をお願いいたします。
- 野田委員　　一つだけ教えてください。  
尾鷲市教育委員会関係補助金交付要綱の中の、先ほどのプールの利用で、予算の範囲内で別に定めるといふのはどういう意味ですか。
- 芝山生涯学習課長　　予算の範囲内で別に定めるといふのの別というのがこの要領、先ほど御説明をさせていただいた要領のこととでございます。また、予算の範囲内というものは、毎年毎年予算要求をさせていただいて、また、議会のほうでもお認めいただいた予算の金額の範囲内ということになりますので、当然、例えば、先ほど御説明をさせていただきました1回当たり200円ですとか、上限が月13回ですとかというようなことの計算根拠として補助はいたしますが、あくまでもそれは年間の尾鷲市の予算の範囲内になりますので、このプールの補助金の認めていただいた予算の範囲内で、予算がなくなってしまうとそこまでの、一応設定となっております。

ります。

○野田委員　　たくさんの方が多くいたら、補助が出ないときもあるということですか。

○芝山生涯学習課長　　例えば、極端な例でございますけれども、尾鷲市民の方が全員行ってしまうと、これは1万人からの方にこういう補助を出すのは、現在の尾鷲市の財政状況ではとても無理でございます。また、この補助というのも、そもそも補助というのは公正公平で、あらゆる補助金と整合性を図っていくというのが大前提でございますので、その辺の金額設定というのは、上限設定が予算要求の際にされるというところで御理解いただきたいと思います。

○野田委員　　それを超えると、もうそこで終わりということですよ。

○芝山生涯学習課長　　もちろん予算要求の際には、現実的にどのぐらいの方が利用されるかというのは、当然我々としても、これがまだ初めてのことなので、非常に今回はまだわかりにくいところはあるんですが、何回か実績を積みながら、大体どれぐらいの方が利用されているというのをつかんだ上で、もちろん予算要求はさせていただいて、皆さんに行き渡るような予算要求はさせていただきたいと思いますが、あくまでも予算が認められた範囲内ということで御理解いただきたいと、これは市民の皆様方にもどうか御理解いただきたいというふうに思っております。

○村田委員　　今の野田さんの発言で、もちろん予算設定のときは利用数をきちっと把握するというところに努力をするんでしょうけれども、その辺はいろいろ調べてやっていくんだということが今ありましたけれども、どのような方法でやっていくの。これ、やっぱり市民全体が利用したらとても足りないというようなばかな話がありましたけど、そんなことは絶対あるわけないので、そういう答弁はやめていただきたいなと私は思いますね。それと、常識というものがありますからね。

それから、利用客が、今現在そういう補助が出て利用できるのなら、近くにあるんだからもっと利用したいという人も出てくるかもわかりませんし、そういうことをお考えでいらっしゃる方もいると思うんですね。そういうことも十分加味をして設定をしないと、安易な設定をすると、後でまた行けなかった、行けたんだというような問題が出てきますから、その辺については教育長はどう思われておりますか。

○二村教育長　　これまで大紀町、あるいは紀和町のプールを利用するに当たって、25年度から28年度までの実利用者数の統計をとっております。28年度でいいますと、延べの利用件数が234名、実利用者は49名、約50名ということでございます。その決算額は39万8,100円というふうな形で、これまでの実績

でいくと、去年のデータが今のところピークなんですけれども、こういうことのほか、今後利用したいという方の調査等も含めて予算設定はしていきたいというふうに考えております。

○村田委員　ぜひそうお願いしたいんですが、私が気にしているのは、この中に障害者の利用がありますね。でも、障害者の方というのはその年によっていろいろ決まったものじゃありませんから、その辺をどうしていくのかなというところでちょっと気になったものですからお聞きをしたわけなんですけど、障害者の方々の利用ということについては、どういう御見解をお持ちでおられるのかお示しいただきたいと思います。

○芝山生涯学習課長　現在の運用の中では、障害者の方の補助というのは設定はございませんでしたので、今の利用者の中では、どの程度障害を持たれた方がみえるのかというのは正直把握できておりません。ただ、今回、紀北町のほうがそういう設定ができましたので、まずは紀北町の受付のほうで、尾鷲市民の方で障害を持たれた方の対象者、11月からの対象となって、手続される方が何名いるかというのを把握させていただいて、また、福祉のほうでも、そういう対象となる方、そういう方々の人数等も確認をさせていただきながら、金額のほうの設定をさせていただきたいと思います。

○村田委員　次に、この補助の対象で、中学生以下も対象になっておるんですね。中学生以下というのは、これはいわゆるスポーツ少年団とか、いわゆる水泳をやっている子供たちだと思うんですけども、その辺で、今現在スイミングスクール、スポーツクラブでやっている人、人数と今後も入会もあるんでしょうけれども、そういったことも含めながら、スポーツをやろうとしている子供たちに負担にならない、そういう団体、先般も体育協会と話をしておって、るるお話があったんですけども、やっぱりそういうスポーツをしようとする子供たちの負担にならない、団体の負担にならない、全て負担にならないようにするということは無理でしょうけれども、できるだけ負担にならないような、そういった対策、方法というのはお考えなんですか。

○芝山生涯学習課長　まず、今回の他市町のほうのプールの補助金では、熊野市と大内山のプールについては中学生以下の利用が認められておりますので、中学生以下の補助もございます。紀北町は中学生以下の利用は認められておりませんので、それは紀北町のほうのプールのルールとして認められておりませんので、この補助金としての補助は対象外となっております。ただし、紀北町のほうは、中学生以下

のプールの利用という点につきましては、スイミングのほうのクラブ活動であったりとか、スイミングクラブに入っている教室というような形で利用はされるということでございます。そういう形での中学生以下の利用はあるということでございます。そこに対する補助というのは、今、尾鷲中学校の中学生の水泳部につきましては、これは学校、教育総務課のほうの管轄になりますが、教育総務課のほうで学校を通して、1人当たり月額6,000円を上限として、行った実績に応じて補助をしているという実績でございます。

○村田委員　　そうすると、紀北町のプールでは、尾鷲の中学生は利用はできないということなの。

○芝山生涯学習課長　　そういうことになっており、スイミング以外の一般で、例えば親と一緒に行ってとかというような利用は中学生以下はできないと、それは紀北町のほうのプールのルールでできないというふうに聞いております。

○村田委員　　クラブ活動でやっておるといことなんですが、その尾鷲のクラブも紀北町のクラブときちっと合同してやれるということなんですか。

○芝山生涯学習課長　　そのとおりでございます。

○高村副委員長　　ちょっとわからんので。補助金をもらう場合に、1回行ったら1,000円でしょう。それで、カレンダーに判を押してもらうんでしょう。そうしたら200円、後でいただけるんでしょう。そこまではわかるんやけど、そのカレンダーをもらうまでに、先に8回でもその月に押してもらうとしたら、月末に精算するのか、それを言うてもらわなわからん。それで、どこへ持っていったらええか、そのカレンダーを。ちょっと教えてください。

○芝山生涯学習課長　　まず、少し要領を先に通知させていただきたいと思います。

今、改正後の要領案を通知させていただきました。

この中で、まず第5条でございます。第5条のところをごらんいただきますと、公営プールを利用しようとする者は、他市町公営プール利用許可申請書というのをまず市長に提出しなければならないということで、まず、あらかじめこの申請書でプールを利用いたしますということを申請していただきます。そのときにカレンダーをお渡ししたいというふうに思います。

その後、次のページを見ていただきまして、9条でございます。上から二つ目でございますが、9条で、補助金の交付申請というところの第2項でございますが、補助金の申請はプールの利用日の翌日から起算して60日以内、または年度末でございましたら3月31日ということで、基本的に60日以内に申請をしてください

ということになりますので、1カ月のカレンダーを持って1カ月プールのほうに通っていただきまして、そのカレンダーが終了した時点で体育館のほうに来ていただきまして、そのカレンダーを持って精算払い申請をしていただくというような手続の仕方になります。

○高村副委員長　例えば、500人尾鷲から行ったとする。そうしたら、月末に500人並ぶんじゃないの。そうじゃない。わからんのやけど。

○芝山生涯学習課長　最初は利用者の方がかなりふえることが予測されますので、申請手続はたくさん見えることは当然想定はされるんですけども、体育館にお越しいただくのはいつのタイミングでも、終わったその日に必ず来ていただかなくても、60日の範囲をもって来ていただければいいものですから、そんなに同じタイミングで、たくさんの方が窓口に殺到するということまでは想定はしておりません。

○濱中委員長　ほかにいかがですか、御質問は。

もしなければ、1点、この申請書なんですけれども、これは障害にかかわらず、ほかの課でも以前からお願いはしているんですけども、申請書のダウンロード、これ、パソコンからとれますよね、ホームページのほうからね。これ、できるだけホームページのトップページで、全ての申請書あたりがダウンロードできるような形を、そこの申請書にたどり着くまでが結構距離がかかるんですよ。そのあたりをぜひ広報のほうなんかと協議していただいて、とりやすい形をぜひお願いしたいなと思いますので、この際これもお願いしておきたいと思います。

それともう一点、先ほどの障害者利用のところ、これも当然のことなのかもしれませんが、障害者の対象は、その手帳保持者というふうに理解すればよろしいですか。

○芝山生涯学習課長　まず、これは紀北町のほうの規定に準じて我々のほうも設定をさせていただきたいというふうに思いますが、紀北町のほうの設定が手帳を持っている方と身体障害者手帳及び精神障害者手帳、または療育手帳の提示により利用することができるという規定になっておりますので、療育手帳のほうでも可能だというふうになっております。

○濱中委員長　でしたら、手続上のことは、恐らくそういった説明書とか案内書に載っていると思うんですけども、特に年齢の設定がありますので、年齢を証明するものはどういったものが証明書としてルール上になっているのかというのも、この際ですので御紹介いただければと思います。

○芝山生涯学習課長 本人確認ができて、なおかつ生年月日が確認できるものというふうになっておりますので、一般的には免許証やマイナンバー等のカード書類というふうになると思われま

○濱中委員長 写真添付は義務づけられていますか。保険証だと写真がないんですけれども、それでもよろしいということになっていきますか。

○芝山生涯学習課長 健康保険証の提出でも可能というふうになっておりますので、写真の提示までは、この規約を見る限り義務づけられているようには書いてはございません。

○濱中委員長 そうしますと、いかがでしょうか。もう皆さん御質問のほうはよろしいでしょうか。

(「委員長、番外いいですか」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 少々お待ちください。

今、番外発言の挙手がありましたけれども、これを認めてよろしいかどうか。

いかがですか。よろしいですか。

○村田委員 番外発言を認める認めないは、それは我々で諮ってするんですけれども、どうしても必要であるということでしたら、それは我々も認めて発言をしてもらえばいいけれども、やっぱり一般の我々の委員と同様の中でずーっと質問をされるということについては、やっぱり委員会としても考えなくてはならないのではないかなと思いますので、私は皆さんの御意見を1人ずつお聞きして、そして決めていただきたいと思います。

○濱中委員長 いかがでしょうか。番外発言に対して。

申しわけございません。これ、議決事項の条例改正ではないということが1点ございますのと、取り扱いにつきましては、恐らくこの委員会の後にも問い合わせ等、市民の方からの問い合わせ等も含めて、議会からも問い合わせ等があると思うんです。この補助金交付に関して、ある程度皆さんに、周知ができて行き渡るまではいろんな質問事項が出てくると思うんですけれども、そこは丁寧に担当で対応していただくということにしていきたいなというのが注文として1点あることと、それから、またこの場において、委員外の方の質問は後に担当のほうに聞くことでも間に合いますか。どうですか。

(「大事な話、月会員の話を知りたいんですよ。月会員、ちょっと確認したい。大事なことだと思うんです」と呼ぶ者あり)

○村田委員 会員の話やって、会員。

(「違う違う、月利用の会員。負担ということが大きいほうのやつについて。ちょっとそこを確認したいんです」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　じゃ、質問に応じて、答弁をいただくかどうかのあたりはまた聞くとして、ほかの委員さん、よろしいですか。

委員外の方にここで発言を認めるということをお認めいただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　　野田委員、よろしいですか。

副委員長、よろしいですか。

そうしましたら、まず質問のほうをどうぞ。

発言を認めます。

○奥田議員　　1点だけ、大事な話なのでちょっと確認したいんですけれども、月会員の方への補助の件なんですけど、これ、月代で払いますよね。例えば一般の方ですと、紀北町の方は5,000円、尾鷲市民だと7,000円ということで、2,000円の差額があるわけなんですけど、それを1回当たり200円という形で、10回行けばその差額の2,000円は埋まるわけなんですけど、ただ、これ、要領を見ますと、第2条で利用することに当たり、その料金を補助することを目的とするということで、この補助金の趣旨というのは、そのまちで利用する方と尾鷲市民との格差を埋めるということが趣旨じゃないですか。だったら、例えばこれ、1回、2回しか行かなくても、月会員で申し込みましたと、紀北町の方は5,000円で済みました、尾鷲市の市民の方は7,000円払いましたということで、1回しか行かなんだら200円しか補助がもらえないということになると、自己負担が6,800円になるんですよね。それだと、紀北町の方が1回行っただけで、1回しか行けなかったと、仕事が忙しくてとかいろんなことで、それでも5,000円負担しないといけないわけじゃないですか。その中で、尾鷲市民は6,800円の負担ということになりますよね、200円しか出ないと。1,800円が、やっぱり差額が出てしまいますでしょう。だもんで、それと、先ほどの高村副委員長が言われたように、500人という話がありましたときに、月会員の方に対して1回、2回と数えてやる補助の仕方というのは非常に煩雑だと思うんです。ですので、これはやはり、回数に関係なくしたほうが、僕は、シンプルで市民の方にもわかりやすいんじゃないかなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○高村副委員長　　そのお客さんは、月会員になった人は8回ぐらいは最低行くん

じゃないですか。1回だと会員に入らなくて、行ったときに1,000円払ろうて、後でカードに押しもらったのを持っていくと200円もらうので、そんなに負担はないんじゃないんですか。そう思うんやけど、会員にならなくたって、いいんじゃない。会員になるかならんかは、その本人が決めたらしいことやもんで。

(「執行部に答弁さそらい」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長 補助金も決めるに当たっては、その補助金の審査会がありますよね。そこら辺で、この月額会員の考え方としてはどういうふうな方向やったのかというのも含めて説明をいただければなと思うんですけど。

○芝山生涯学習課長 補助金等審査委員会の意見の中では、例えば、そもそも国における補助金というものの考え方というものといたしまして、補助金適正化法という法律もございますが、その中では、税金やその他貴重な財源で賄われているものということに十分留意するという、また、その補助のあり方については、公正でかつ効率的に使用されるように努めるというようなことを踏まえた上で、あくまでも利用に基づいた補助とすべきだということは委員さんの中からの意見もございました。ということで、この月額会員となつて、そのまんまその金額を補助するのではなくて、月額会員となられた方でも、回数を行つて初めてその差額を埋めるというような設定の仕方については御理解をいただいたものでございます。

○奥田議員 その利用に基づいてということはわかるんですけど、ただ、利用することに当たり、その料金を補助することが目的なんでしょう。ですから、月会員の方はもう1カ月分払っているわけですから、それが利用することに対する補助だと思うんですよ、その料金を払っているわけですからね。ですから、紀北町の方は、例えば、1回であろうと8回行こうと5,000円で済みますと。でも、尾鷲市の方は7,000円払って、1回だったら200円しか補助が出ないから6,800円の負担になりますと。8回だったら200円掛ける8、1,600円の補助ですから5,400円の補助になりますと。だから、そういうことで、紀北町の方は1回でも5,000円、8回でも5,000円じゃないですか。尾鷲市民との差額が出るんじゃないですかね。

僕はそういうことを言っておるわけで、だから、この不平等を埋めるということであるのであれば、それと、やっぱり煩雑じゃないですか。月会員の方に何回行きましたかというのを聞いて、それに基づいて払うということも非常に面倒なことだと思うんですよ。その事務の煩雑さも防ぐためにも、やっぱりこの負担額も同じようにするためには、僕は、もう月会員の方の回数というのは把握しなくてもいいんじ

やないかなと、尾鷲市民のために、というふうに思うんですが。委員の方がそれではよろしいというのならあれですけど、やっぱり市民の方のことを考えたら、市民負担を埋めるということを考えるのであれば、僕はこの限度額いっぱい補助をするというのが、だから、7,000円負担して、1回の人も8回の人も2,000円、やっぱり負担してあげて、紀北町の方の5,000円の負担と同じにするというのが筋じゃないかなと、僕は思ったんですけどね。

(「執行部、ちゃんとそこら辺、きちんと説明せなあかんよ。言われっ放しでおるだけじゃ」と呼ぶ者あり)

○芝山生涯学習課長 奥田議員の御指摘もあるのですが、我々の執行部のほうの考え方といたしましては、あくまでもプールの、先ほどの資料1の基本的な考え方でもお示しをさせていただきましたが、あくまでもプールの利用に対して補助をします。これは、補助金のこれまでの考え方といたしましては、ほかの補助金も含めまして、活動補助であったり、利用補助というのが全てでございます。運営であったりとか、そういう補助というのは、今、もう尾鷲市の補助金の中ではなくなってきておりますので、あくまでも活動があった場合の補助というのが考え方の第一でございます。

それともう一点は、月額会員になられる方は、先ほど副委員長のほうもおっしゃっていただきましたが、月に7回から8回以上行かれる方が基本月額会員になられると。当然、自己負担が余りにも大きくなってしまいますので、ですので、先ほど最後の表でもお示しをさせていただきましたが、こういった資料も市民の皆様にもお示しをさせていただきながら、会員となる際には十分御自分の活動範囲を気をつけていただいて、選択をしていただく、また、一度月額会員になっても、これは行かれないなというようなことになれば、それは手続でまたビジター会員にすることが可能ですので、そういったことをしながら、より税金の有効活用になるような公平公正な補助となるような制度、これは市民の皆様方にもお願いをしたいというところでございます。

以上です。

○濱中委員長 この後、12月定例会に向けて、増額される部分の予算の審査もでございます。金額のことにしましては、予算委員会の中でもいろいろ議論をしていただけるものと思います。今回はその説明を受けるということと、じゃ、これに対してというような御意見も含めて委員会を開いておりますので、この後、この制度にしましては、また12月の予算委員会のほうで取り扱っていただければなど

思いますし、意見を言わせてもらえるならば、使わずに月に会員になっただけの方にお金を払うよりは、上限のある予算ですので、1人でも活動補助として使えるためには、やはり活動を基本とする考え方もあるのかなというような気持ちも、今聞いていて思いました。

これは1日から始まりますよね。そうしましたら、そこから利用の確認ができる体制というのが急がれるのかなと思いますので、そういったあたりも慎重に運んでいただいて、利用される方が、皆さん公平に補助が受けられるような準備を進めていただきたいと思います。

以上で、皆様、もう御意見これで出尽くしたと、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○濱中委員長　それでは、生活文教常任委員会はここで閉じます。ありがとうございました。

(午後　2時20分　閉会)